

第4号議案

広島県重要文化財の指定について

広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第3条第1項の規定により広島県重要文化財の指定をすることについて、次のとおり提案します。

令和2年3月16日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 広島県重要文化財に指定する文化財

もくぞうみろくぼきつぎぞう もくぞうふどうみょうおうぎぞう もくぞうあいぜんみょうおうぎぞう
木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像

2 根拠規定

広島県文化財保護条例第3条第1項

第3条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを広島県重要文化財に指定することができる。

広島県重要文化財として、木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像を指定する。

- (種 別) 広島県重要文化財 (彫刻)
(名 称) 木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像
(員 数) 3 軀
(時 代) 南北朝時代 (14 世紀)
(所在の場所) 福山市草戸町 1473 番地 明王院
(所有者) 宗教法人明王院
(内 容)

本文化財は、南北朝時代 (貞和 4 年 [1348]) 創建の明王院五重塔 (国宝。以下「五重塔」という。) 初層に安置される。

中央の弥勒菩薩像は、端正な慈悲相を表し、ゆったりとした構えに格調の高さを示す。着衣には^{きりかね}截金や盛り上げ彩色による文様が施され、装飾的にまとめられる。

不動明王像・愛染明王像は、^{ふんぬ}忿怒の形相をよく表し、肉身や着衣には丹念に施された華麗な彩色・文様が残る。

いずれも小像ながら、彫技や装飾が繊細で巧みであり、仏師の高い技術と優れた造形感覚が認められる。

特に、各像の着衣に見られる彩色・文様は、五重塔内荘厳画とほぼ同様ものとして違和感がなく、五重塔の創建に近い時期の造像になると考えられる。

この三軀の組合せは、県内唯一の制作時期が中世に遡る作例であり、また、県内の国・県指定文化財の彫像の中で、弥勒菩薩像・愛染明王像はない。

以上のことから、本文化財は、制作優秀であるとともに、五重塔とも共通する制作当初の装飾が良好に残る、稀少な像種の組合せであることから、貴重な作品であると評価できる。



木造愛染明王坐像

木造弥勒菩薩坐像

木造不動明王坐像



五重塔内安置狀況

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和2年3月16日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国 宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要 文化財	建造物	56	重要 文化財	建造物	45	101
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94 (+1)	138 (+1)
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
	小計	200		小計	318 (+1)	518 (+1)
重要無形文化財		0	無形文化財		3	3
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念 物	特別史跡・特別名勝	1	記念 物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	25		史跡	125	150
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	116	131
				名勝天然記念物	1	1
小計	51	小計	248	299		
重要伝統的建造物群		3				3
合計		291	合計		641 (+1)	932 (+1)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
選定保存技術						1
登録文化財		登録有形文化財				254
		登録記念物				3

※1 網かけ部分が今回付議する文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回指定することとした場合のものである。()は変更件数。

※3 令和元年11月15日答申の登録有形文化財19件(未告示)は含まない。